

みやき町立北茂安小学校いじめ防止基本方針

令和元年5月1日改訂

1 策定の定義

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識にたち、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせない明るい学校づくりに取り組むために「みやき町立北茂安小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 児童一人一人が認められ、自己有用感を育む教育活動を推進する。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- いじめの早期発見、早期解決のため、学校と家庭、地城との連携を強化する。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭で構成する。いじめの覚知(※1)に際して、いじめの認知(※2)、対応、解消(※3)について検討する。

※1 覚知：教職員のいじめに対しての日常の気づきや本人や保護者等からいじめがあつていているという意思表示があつたもの全てについて学校長が把握した状態。

※2 認知：覚知後、対策委員会でいじめと判断された状態。

※3 解消：認知後、被害児童へのケアや加害児童への指導など、学校による適切な措置が図られた後、3ヶ月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻つたと判断した状態。

(2) いじめ防止対策拡大委員会

上記(1)のメンバーに、学校評議員3名、PTA会長を加える。(1)で認知したいじめが解消にいたらない場合や、重大事案に発展するおそれがある場合に開催する。

(3) 生徒指導・職員連絡会

定例(月1回)及び臨時の本会で、問題行動等の事案についての情報共有を図る。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育を推進する。

① 一人一人が活躍できる授業及び諸活動

児童が主体的に取り組める学習活動の工夫、主体的な活動を支える児童会活動の工夫

② 自己有用感を高める縦割り班活動の充実

所属学級のみならず、異学年児童とのつながりを高める活動の場づくり

③ 学級経営

Q-Uアンケートの実施

(2) 道徳教育・人権教育の改善・充実

豊かな心を育む道徳の時間の充実、「共に生きるを考える日」の実践

5 いじめの早期発見の取組

- 「学校生活アンケート」年2回実施、日記等の記述把握
- 県・町の指示による保護者への「いじめ・体罰についてのアンケート」実施 年1回(6月)
- いじめ相談窓口の設置
- 上記の取組を生かして早期発見につなげるとともに、日頃から保護者が相談しやすい関係づくりに努める。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① アンケートの記述やいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。
 - ・事実確認は個々に迅速に行う。
 - ・「いつ・どこで・だれと・どのように・どうして」を詳細に確認する。
 - ・事実確認の中で、食い違いがあれば再度事実確認をやり直す。
 - ・必要に応じて目撃情報を集める。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
 - ・明らかになった事実に基づいて、双方の保護者に事実説明をする。
 - ・いじめの解決・解消のため、児童間の謝罪、必要に応じて保護者間の謝罪の場を設定する。
- ③ 解決を第一に考え、保護者及びその他関係者との適時・適切な情報共有を図る。

(2) 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

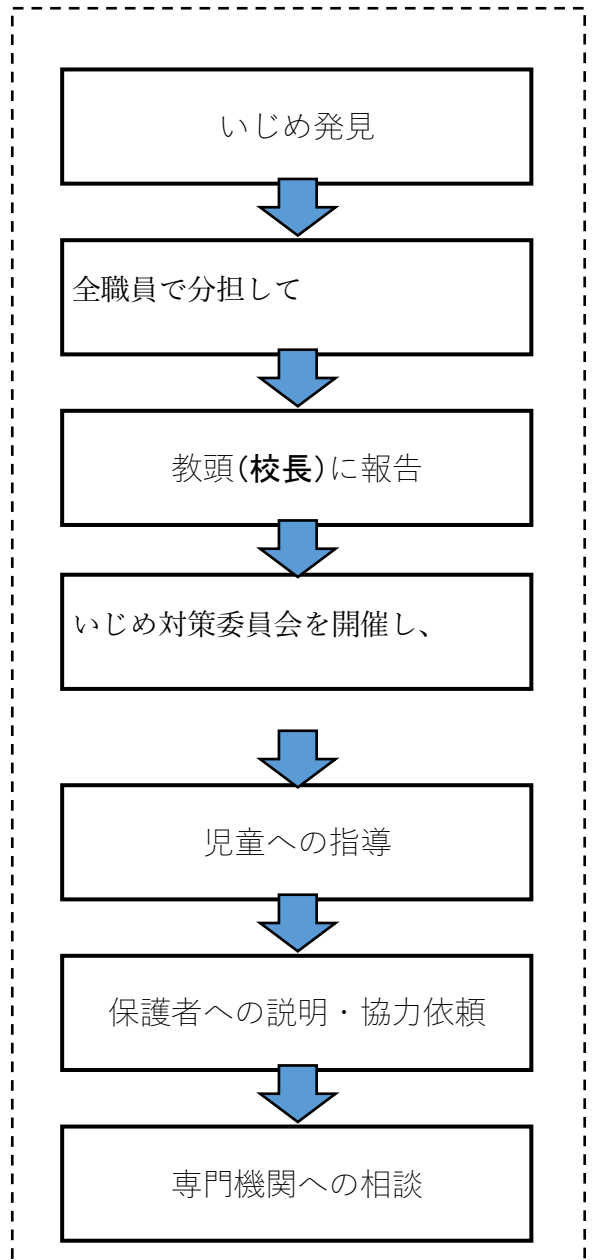
- ① ただちにみやき町教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- ② みやき町教育委員会と協議の上、いじめ防止対策拡大委員会を開催し、対応策を協議する。事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 被害児童の保護とケアを最優先するとともに、加害児童に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- ④ 事案に係る調査の結果、明らかになった事実関係については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の児童及びその保護者に適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

なお、この場合の調査結果については保存期間を3年とする。

いじめ

- 【ポイント】 ★ 「いじめ防止基本方針」に則り、いじめの早期発見、早期解決に努める。
★ 担任一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」を中心に対応する。
★ 学級内人間関係の改善を図る。

- 1 全校で組織的に いじめの早期発見に努める。
※ 学校生活いじめアンケート（年1回）
※ 保護者からの連絡、本人の訴え、
周りの児童からの連絡、教師の発見
- 2 関係者からの話を総合して、いじめの全体像をつかむ。
- 3 いじめの実態を教頭（校長）に報告する。
- 4 いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
※ いじめは絶対許さないという気持ちで、
協働して対処する。
※ 重大事態については、町教委と協議の
うえ、「いじめ防止対策拡大委員会」を開催する。
- 5 加害児童、被害児童に対して個別に指導する。
※ 被害児童の保護・援助
※ 学級内人間関係の改善
- 6 保護者への対応をする。
被害児童、加害児童双方の保護者と個別に
面談し、いじめの現状、指導の経過、今後の対
応について説明し、理解と協力を得る。
- 7 指導を継続していく。
- 8 必要に応じて、専門機関の指導を仰ぐ。



◆ 早期発見・早期対応に尽きる

- ① 担任は、アンテナを高くし、学級児童の人間関係（特に遊びの場面）を把握しておく。
- ② 訴える側の声に十分耳を傾ける。事実関係を正確につかむ。些細な行為でも、それをされる側にとっては“苦痛”と覚えることがある点に留意する。

7 いじめの再発防止の取組

- (1) 「いじめの解消」と言える一定の解決が図られた後 1 カ月以上その後の観察や面談等を実施し、通常の生活に戻ったと判断できる状態が継続するよう、全職員による指導体制を維持する。
- (2) 児童とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、児童がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラー等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。

8 職員研修

年間計画に位置付けていじめをはじめとする児童生徒指導上の諸問題に関する職員研修を行う。特に、自己有用感や自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図る能力を育む指導・支援に関する研修を行う。

- 「いじめ防止対策推進法」「佐賀県いじめ防止基本方針」「みやき町子どものいじめ・体罰等防止条例」「学校いじめ防止基本方針」の理解と周知
- 人権教育・生徒指導・教育相談・特別支援教育に係る研修、CAP 教職員ワークショップ、Q-U 研修、情報モラル研修等

9 取組体制の点検及び計画について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価において「心の教育」「いじめ問題への対応」の評価項目を起こし、取組の点検を行う。
- (2) 学校評価の結果を公表する。課題についてはその要因を分析し、取組内容や方法の見直しを行い、改善に努め、実効性のある取組となるようにする。

*この方針は、平成 26 年 4 月 1 日に作成し、以後必要に応じて見直しを行ってきており、今後も必要に応じて改定する。